

今回の改正によって指定する特定外国文化財 (概要)



画像：ボリビア多民族国より提供

(1) 「ロザリオの聖母」(絵画 (油絵))

平成30年4月13日 指定

平成29年8月10日 サン・アグスティン教会より盗難。

一枚。外周縦百十七センチメートル、横八十センチメートル。聖母マリアの全体像。着衣のマントとピンク色のチュニック、黄色の紐を腰に巻いている。冠を被っており、顔から輝きを放っている。手には赤いロザリオを持っている。冠を被り、白いチュニックを身に着けたキリスト少年を抱いている。



画像：ボリビア多民族国より提供

(2) 「燭台」(工芸品 (銀細工))

平成30年4月13日 指定

平成29年8月10日 サン・アグスティン教会より盗難。

二個。外周はいずれも五十三センチメートル×五十八センチメートル×二十三センチメートル。ブドウの葉と花の装飾。中央から両端に伸びたところにろうそくが立てられるようになっている。ベースは鐘の形になっており、植物の装飾が見られる。

(参考・関係法令)

○文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)(抄)
(定義)

第2条 この法律において「文化財」とは、国内文化財及び条約の締約国である外国(以下「外国」という。)が条約第1条の規定に基づき指定した物件をいう。

2 (略)

(特定外国文化財)

第3条 外務大臣は、外国から、条約第7条(b)(i)に規定する施設から文化財が盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により外務大臣から通知を受けたときは、当該通知に係る文化財を、文部科学省令で定めるところにより、特定外国文化財として指定する。

3 文部科学大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(輸入の承認)

第4条 特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(特定外国文化財に係る善意取得の特則)

第6条 特定外国文化財の占有者が民法(明治29年法律第89号)第192条の条件を具備している場合であっても、第3条第1項の盗難の被害者は、同法第193条の規定による回復の請求に加え、盗難の時から2年を経過した後10年を経過するまでの期間にあっては、当該占有者に対してこれを回復することを求めることができる。ただし、当該特定外国文化財が本邦に輸入された後に第3条第2項の規定により指定されたものであるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、被害者は、占有者が支払った代価を弁償しなければならない。

○文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(抄)

第1条 この条約の適用上、「文化財」とは、宗教的理由によるか否かを問わず、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であって、次の分類に属するものをいう。

(a)～(k) (略)

第7条

(b)(i) 他の締約国の領域内に所在する博物館、公共の記念工作物(宗教的なものであるかないかを問わない。)その他これらに類する施設からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財(当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。)の輸入を禁止すること。

○外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(抄)

第52条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。